

N T T西日本から申請のあった活用業務の内容

※ N T T西日本の申請書から転載したものである。

1 業務の内容

(1) 概要

西日本電信電話株式会社（以下、「当社」という。）が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（以下「区域省令」という。）の規定による当社の業務区域が、行政区域上の府県と不一致となっている区域（以下「異行政区域」という。）と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが、区域省令上は異なる府県となる区域との間の電気通信役務となる映像通信網サービス※を電気通信役務利用放送事業者等へ提供する。なお、対象となる異行政区画は添付資料1のとおり。

※映像通信網サービスとは、映像通信網（特定の周波数帯域の映像及び映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備）を使用して行う電気通信サービス（第1種、第2種、第3種、フレッツテレビ伝送サービス等）

(2) 主な業務の実施方法

当社が地域電気通信業務を営むために保有する電気通信設備と、自ら設置する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路を利用し、行政区域上は同一府県内であるが区域省令上は府県間となる映像通信網サービスを電気通信役務利用放送事業者等へ提供する。

2 業務の開始時期

平成22年11月（予定）

3 業務の収支見込

〔 業務の収支見込については、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。 〕

なお、収支の前提となる各サービスの収入算定、費用算定の考え方は添付資料2のとおり。収支見込みについては、添付資料1に示す現時点において提供を予定している区域にて算定。

今後想定される区域についても、同様に採算性を確保する考えである。

4 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金

なし

(2) 調達方法

所要資金が必要ないため、調達不要。

所要資金については、添付資料1に示す現時点において提供を予定している区域にて算定。

なお、今後想定される区域については、(今後想定される区域での所要資金については、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。)。

調達方法は、基本的に内部資金による考えである。

5 業務を営む理由

電気通信役務利用放送事業者は、他の放送事業者からの再送信同意に基づき、異行政区画との間においても、行政上の同一府県内通信となる再送信を行いたいという要望がある。

当社は、このご要望に応えるため、区域省令上は府県間となる映像通信網サービスを提供することとしたものである。

6 活用しようとする設備若しくは技術又はその職員の概要

(1) 設備

現在、映像通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備及び送出装置。

サービス提供時の構成図は、添付資料3のとおり。

(2) 技術

現在、映像通信網サービスの提供の業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、映像通信網サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。

7 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本サービスの提供に当たって、以下のとおり、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講じることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表することにより、接続等の迅速性・公平性を確保する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

他事業者が、市販で調達可能な局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバ、局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されている。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者が当社と同様の業務の提供が可能となるよう、接続条件について当該要望事業者と協議を行う考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、光ファイバ等により構築するものであり、既に地域電気通信業務として提供している本サービスの接続に必要なインターフェース条件に変更はないことから、これまでに開示しているインターフェース条件により接続可能である。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本サービスについては、既に複数の他事業者が同様のサービスを提供していることから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠な情報はないと考える。また、当社のOSSを必要不可欠なものとして利用することはないと考えている

他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要な中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものと考える。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者と協議を行い、接続に必要不可欠な情報の提供を行う考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図ることとする。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の映像通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の映像通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

(6) 関連事業者の公平な取り扱い

本サービスの提供にあたっては、インターフェース条件を開示するなどオープンな接続性を確保するとともに、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を公表する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性、公平性を確保する観点から公募により調達する考えである。

なお、本サービスの提供にあたっては、関連する電気通信役務利用放送事業者と公平に対応させていただく考え方である。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・ 費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・ 県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・ 社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

なお、当社が放送サービスの提供主体で無いことを理解していただくために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していく考えである。

以上

添付資料

1. 対象区域
2. 収入算定・費用算定の考え方
3. サービス提供時の設備構成図（概要）

1. 対象区域

- ・対象区域

行政上の区域と日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（平成11年郵政省令第24号）別表第二に規定されている当社の業務区域が不一致となっている区域

- ・現時点において提供を予定している区域

行政上の区域		NTT法上の区域
兵庫県	尼崎市、伊丹市、宝塚市の一部、川西市、川辺郡猪名川町	大阪府

※その他の区域については、需要が顕在化した場合、提供を検討

2. 収入算定・費用算定の考え方

【収入】

各サービスの県間部分の料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

・次の（1）（2）の合計により算出

（1）設備コスト

中継光伝送路 県間光ファイバの設備量に光ファイバコストを乗じて算定

（2）営業費用

3. サービス提供時の設備概要

